仁味酸性收熟用療膽虛不得眠煩渴虛汗之證生用療熱好眠皆足厥陰少陽藥也正如麻黃發汗其根節止汗也

本經不言用仁而今天下皆用仁惡防已

〔草木六部耕種法十九需實〕棗ハ實栽ニ宜シカラズシテ擢木ニ宜シ此レヲ擢ニハ二月中其ノ枝ノ壯ニシテ拇指ノ太サナルヲ一尺二三寸ニ切リ切リ口ヲ炭ノ火ニテ燒キ少シ潤ヒアル地ニ插入コト五六寸根邊ヲ少シク蹈ミ付置クトキハ三四十日ノ間ニ活著テ芽葉ノ生ズル者ナリ乃チ草ヲ耘テ培養ヒ成長セシムベシ能ク延ル者ニテ其ノ年ノ中ニ五六尺ニモ至ル若シ移シ栽ンコトヲ欲セバ翌年ノ二月中ニ移スベシ寒中根邊ニ糞ヲ入ルトキハ四五年ノ中ニ實結者ナリ八月其ノ實ヲ採ルベシ

〔古今著聞集十九草木〕貞信公〇藤原忠平なつめをあひしてまいりけり式部卿親王の家によきなつめの木ありけり其木をおろし枝にせられて手づから身づから花山院の北對のにしの妻戸の庭前にうへ給ひけり是によりて其木左右なき名木にていまだ有花山院太政大臣の三位の中將の時法性寺殿攝政にて六條坊門烏丸の御亭より土御門内裏へまいらせ給ふには近衛東洞院は便路なれば もつとも此大路をこそとをらせ給ふべきに いかにもよけさせ給ひけり をのづから此大路をすぎさせ給とては東洞院にしの四足をばすぎて その棟門のまへにては御車のすだれをおろされ前驅以下を馬をおろされけり人あやしみて其子細を尋申ければ ときの攝政三位中將をうやまふにあらず亭に貞信公のまさしく手づからうへ給へる名木あり かれに禮を致也 此事京極大殿つぶさにしめし給旨分明也とぞ仰られける

〔日本後紀二十嵯峨〕弘仁元年九月乙丑公卿奏言謹案〇中略去大同二年八月十九日下彈正臺例云雜石腰帶畫飾大刀及素木鞍橋獨射犴葦鹿猟熊皮等一切禁斷者〇中略伏望〇中略鞍橋者除桑棗之外不論素漆隨心通用庶隨民便蒙得其所並許之

東栽培

東雜載